

教私第1301-2号  
平成30年4月26日

各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園・認定こども園長 様  
各私立各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

標記について、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から通知がありましたので、お知らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課  
検査・指導グループ 井上  
TEL 06-6941-0351（内線 4882）